

北自貨第15号の2

令和6年4月15日

公益社団法人北海道トラック協会長 殿

北海道運輸局自動車交通部長

(公印省略)

事業用自動車の車体表示の事業者への周知依頼につきまして

標記については、「事業用自動車の車体表示の徹底について」（平成23年10月20日付け北自貨第188号）により指導の徹底を図っているところであるが、別紙「ひと目でわかる車体表示」について、一部改正したので、事業者への周知をお願いいたします。

なお、北海道運輸局各運輸支局長に対し通知済みであることを申し添えます。

事業者 各位

北海道運輸局自動車交通部長

(公印省略)

事業用自動車の車体表示の徹底について

謹啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、運輸行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自動車に関する表示義務については、既にご承知のとおり、「道路運送法第95条」及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）第4条により規定されており、それぞれ罰則規定（道路運送法第105条 50万以下の過料 ダンプ規制法第20条 3万円以下の罰金）が設けられているところであります。

適正な車体表示の励行は、無謀運転等を未然に防ぎ、関係法令違反の抑止に繋がるものであり、法令遵守の観点からも必要不可欠なことと考えております。

しかしながら、近年において、適正な車体表示がなされていない事業用貨物自動車の走行が多く見受けられる状況にあります。

つきましては、「車体表示の目安」を送付しますので、貴者が保有する車両の車体表示の確認を行っていただき、引き続きトラック事業に関係する法令遵守の徹底をお願いいたします。

事業用貨物自動車に関する適正な車体表示について

自動車に関する表示義務については、道路運送法第95条(以下、法という。)により使用者の氏名又は名称、その他省令に定める事項が規定され、非表示又は虚偽の表示等不適正な表示に対する罰則が法第105条(50万円以下の過料)にて整備されています。

適正な車体表示の具体的な実施方法

(1) 車体に表示する事項

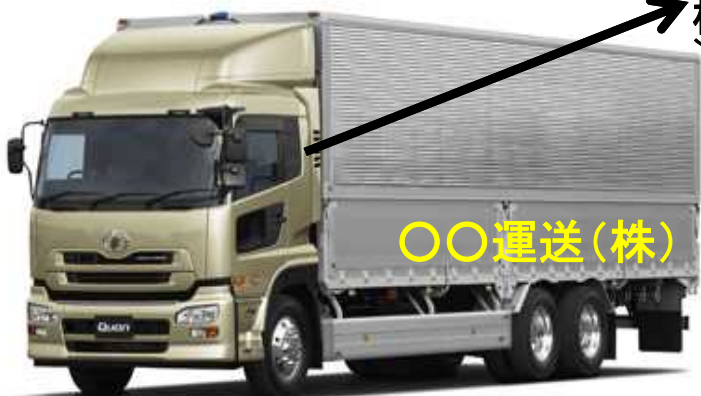
許可を受けた貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は記号、その他省令で定める事項。

(2) 車体表示の方法

- ① 車体にペンキ等により表示し、表示する位置は、下記に示した「事業用貨物自動車の車体表示の例」を参考。
- ② 表示方法は、車体に直接書き込む方法により行うこととし、布テープ、マグネット等による貼り付けについては、原則、不可。

「事業用貨物自動車の車体表示の例」

* 見やすいように表示



特記事項

1. 表示箇所は、原則、荷台部とし、やむを得ない場合は、ドア部、キャビンのいずれかの位置。表示は、左右両面
2. 株式会社は、(株)、有限会社は、(有)での表示は可。
3. 見やすい表示にするために、字体の種類、大きさに注意を払うこと。
(荷台部の文字の大きさ)
普通車は、概ね縦横12cm以上
小型車は、概ね縦横8cm以上

ひと目でわかるダンプ番号・車体表示

自動車に関する表示義務については、道路運送法第95条により使用者の氏名又は名称、その他省令に定める事項が規定され、非表示又は虚偽の表示等不適正な表示に対する罰則も整備されています。それに加えて大型ダンプカーに関する表示については、使用者の氏名・名称の表示に加え、ダンプ規制法（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）第4条により、指定された表示番号等を表示しなければなりません。車体表示同様に罰則がダンプ規制法第20条(3万円以下の罰金)により整備されています。

ダンプカーにおける適切なダンプ番号・車体表示について

ダンプ番号表示注意

- ダンプ番号の表示箇所は下記の通り規定された場所に必ず記載しなければならない。

【表示箇所】

- ① 荷台の後面
- ② 荷台の両側

※表示方法は、ペンキ等により左横書き、文字・記号及び数字は黒色とし、地を白色とする。

車体表示注意

- ドア部、キャビンのいずれかの位置に必ず表示を行い、**左右両側**に使用者の氏名または名称が記載されていなければならない。
- 株式会社は、(株)、有限会社は、(有)での表示は可。
- **車体に直接書き込むこととし、見やすい表示にするために字体の種類や大きさに注意をすること。**



〇〇運送(株)



文字の太さ 1.5cm

文字の太さ 3cm

